

内閣参質一九一第二号

平成二十八年八月十五日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長伊達忠一殿

参議院議員紙智子君提出ビキニ水爆被害の全容解明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員紙智子君提出ビキニ水爆被害の全容解明に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの点については、現在、係争中の訴訟において争点となつております、お答えすることは差し控えた  
い。

二について

お尋ねについて網羅的にお答えすることは困難であるが、平成二十六年度厚生労働科学研究費補助金による「ビキニ水爆関係資料の整理に関する研究」の総括・分担研究報告書に参考文献として掲げられている資料及び平成二十七年度厚生労働科学研究費補助金による「ビキニ水爆関係資料の線量評価に関する研究」の総括・分担研究報告書に参考文献として掲げられている資料等が収集されたと承知している。

三について

お尋ねの「聞き取り調査等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の二つの研究においては、聞き取り調査は行っていないと承知している。

四について

現在把握している限りにおいては、お尋ねの「当該有識者の第五福竜丸以外の被災船についての研究実績」は、承知していない。

## 五について

御指摘の資料においては、例えば、「マーシャル水域において漁撈に従事しましたはこの水域を航行した漁船についての検査の実施について」（昭和二十九年四月二十六日付け発衛第一三八号厚生事務次官通知）に基づきマーシャル水域を航行した漁船の船舶乗組員及び漁獲物等の被害の有無を検査していたことが、「ビキニ被爆保障費配付について」（昭和三十年四月二十八日閣議決定）に基づき第五福竜丸の乗組員等に対して慰謝料の支払等を行つたことが、確認されている。